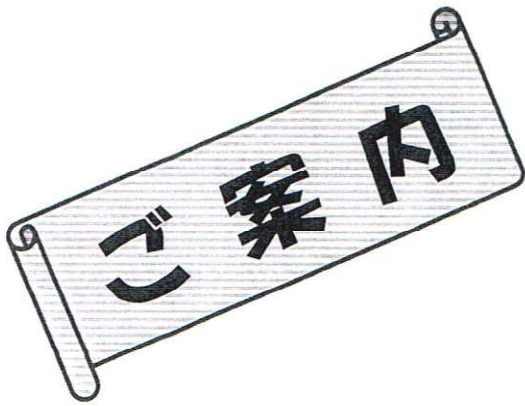


# 建設業許可申請(一般・新規)について



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

行政書士白澤総合法務事務所  
〒655-0891  
兵庫県神戸市垂水区山手5-10-1  
Tel 078-767-7707 Fax 078-767-7096  
E-mail info@shirasawa-office.com

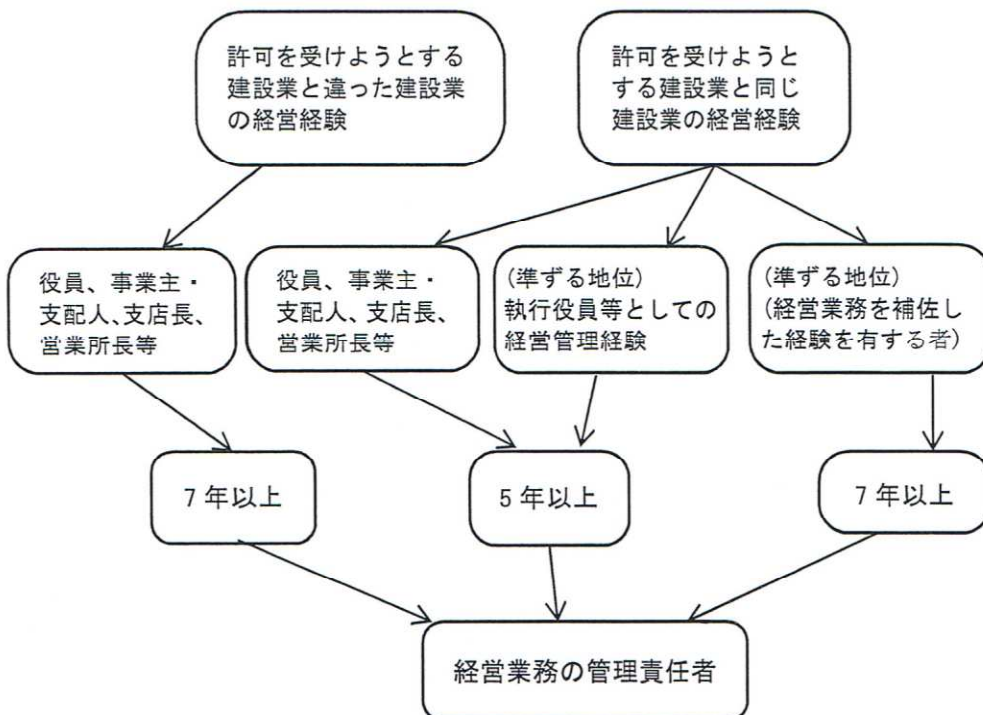
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

許可要件は、**5つ** あります。

## 1. 経營業務の管理責任者(経管)

法人の場合は、常勤の役員(監査役は含みません)のうちお一人が、  
個人の場合は、ご本人又は支配人のうちお一人が、次の要件に該当することが必要です。

- (1) 許可を受けようとする建設業に関し、**5年**以上、営業取引上対外的に責任を有する地位にあり、建設業の経營業務について総合的に管理した経験(経營業務管理責任者としての経験)を有していること。
- (2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、**7年**以上の経營業務管理責任者としての経験を有していること。
- (3-1) 許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、**5年**以上の執行役員としての経営管理経験を有していること。
- (3-2) 許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、**7年**以上の経営を補佐した経験を有していること。



注)  
許可を受けようとする建設業とは、「土木工事」で許可を取りたい場合は、「土木工事業」が該当します。  
許可を受けようとする建設業以外の建設業とは「土木工事」で許可を取りたい場合は、その他の工事業(例:とび土工事業など)が該当します。



## 2. 営業所ごとの専任の技術者

許可を受けようとする建設業を営もうとするすべての営業所に専任の技術者を置かなければなりません。

○技術者の要件（次のうちいずれかに該当すること）

- (1) 国家資格を保持している方
- (2) 工業科などを卒業し、3年（大卒・専門学校・高専卒）又は5年（高卒）の実務経験のある方
- (3) 10年以上の実務経験のある方

特定許可を考えていらっしゃる場合は、要件が厳しくなりますので、お知らせください。

## 3. 金銭的信用（財産条件）

一般建設業では、次のいずれかに該当していなければなりません。

- (1) 直前決算の自己資本の額（決算書の純資産合計額です）が金500万円以上であること。  
→直前決算の確定申告書で確認します。
- (2) 金500万円以上の資金調達能力を有すること。  
→金融機関の残高証明書で確認します。
- (3) 許可申請の直前5年間許可を受けて継続して建設業を営んだ実績があること。  
→新規許可を申請する場合、まずこちらに該当することはありません。

特定許可を考えていらっしゃる場合は、要件が厳しくなりますので、お知らせください。

## 4. 事務所があること

正当な使用権限のある事務所が必要です。賃貸の公団住宅などは、賃貸契約書の中に住居としての使用が明言されており、事務所としては認められません。

## 5. 誠実性及び欠格要件非該当

許可を受けようとする者（法人の場合は、役員・支配人・支店長・営業所長、個人の場合は、事業主本人・支配人）が次のひとつでも該当すると許可されません。

○不誠実性とは・・・

- ・ 建築士法、宅地建物取引業等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者。
- ・ 暴力団の構成員である場合、又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合（暴力団とは、指定暴力団か否かにかかわらず。）

○欠格要件とは・・・

- ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ) 不正な手段で許可を受け、又は営業停止処分違反等により、建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ウ) 不正な手段で許可を受け、又は、営業停止処分違反等により、建設業の許可の取消処分に係る行政手続法による聴聞の通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に、廃業等の届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者
- エ) ウ)に規定する期間内に廃業等の届出があった場合において、ウ)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- オ) 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- カ) 許可を受けようとする建設業について、営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- キ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ク) 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ケ) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- コ) 法人でその役員又は一定の使用人のうちに、アからエまで又はカからクまでのいずれかに該当する者（イに該当する者についてはその者が許可を取り消される以前から、ウ又はエに該当する者についてはその者が廃業等の届出がされる以前から、カに該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は一定の使用人であった者を除く。）のあるもの。
- サ) 個人で一定の使用人のうちに、アからエまで又はカからクまでのいずれかに該当する者（イに該当する者についてはその者が許可を取り消される以前から、ウ又はエに該当する者についてはその者が廃業等の届出がされる以前から、カに該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の使用人であった者を除く。）のあるもの